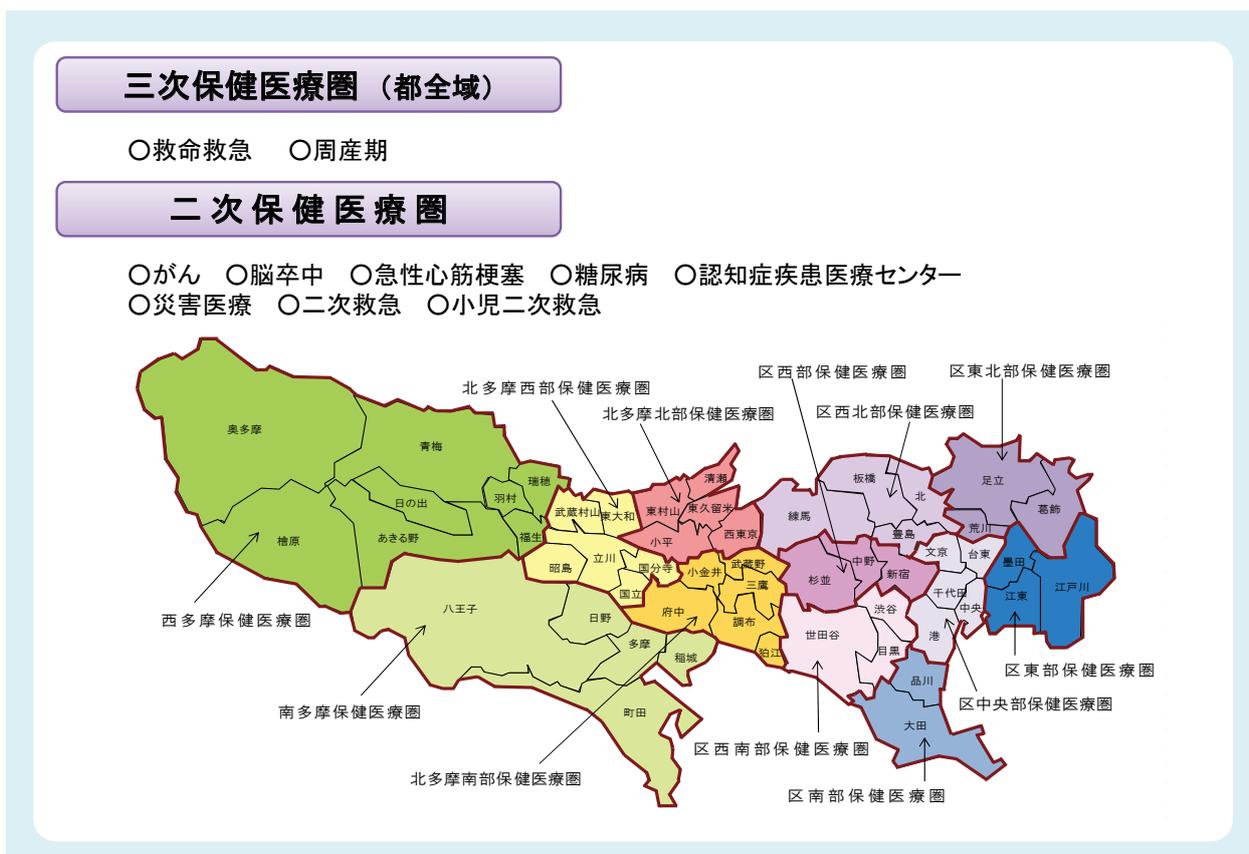


4 疾病・事業ごとの医療提供体制

- 東京では、交通網の発達や高度医療提供施設の集積などの地域特性の下、患者の受療動向等を踏まえた様々な医療連携の取組が進められており、都は、そうした自主的な取組を尊重しつつ、疾病・事業ごとの切れ目のない医療連携システムの構築を図っています。
- 例えば、周産期医療は、都内を8つのブロック（P.178 上図参照）に分け、母体救命搬送以外の通常の母体搬送及び新生児搬送の搬送調整を行うとともに、小児医療は、都内を4つのブロック（P.178 下図参照）に分け、こども救命センターを中核とした小児医療の連携ネットワークを構築しています。精神疾患医療は、事業ごとに異なるブロック（P.179 図参照）を設定するなど、従来から弾力的に運用しています。

<東京都における現状の各疾病・事業ごとの医療提供体制（例）>



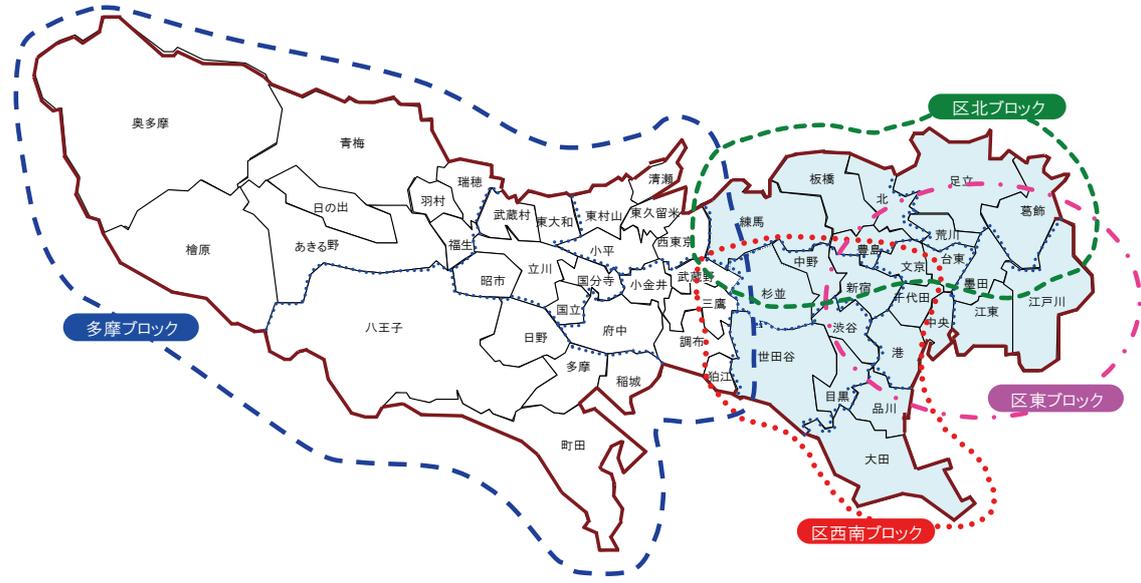
周産期搬送

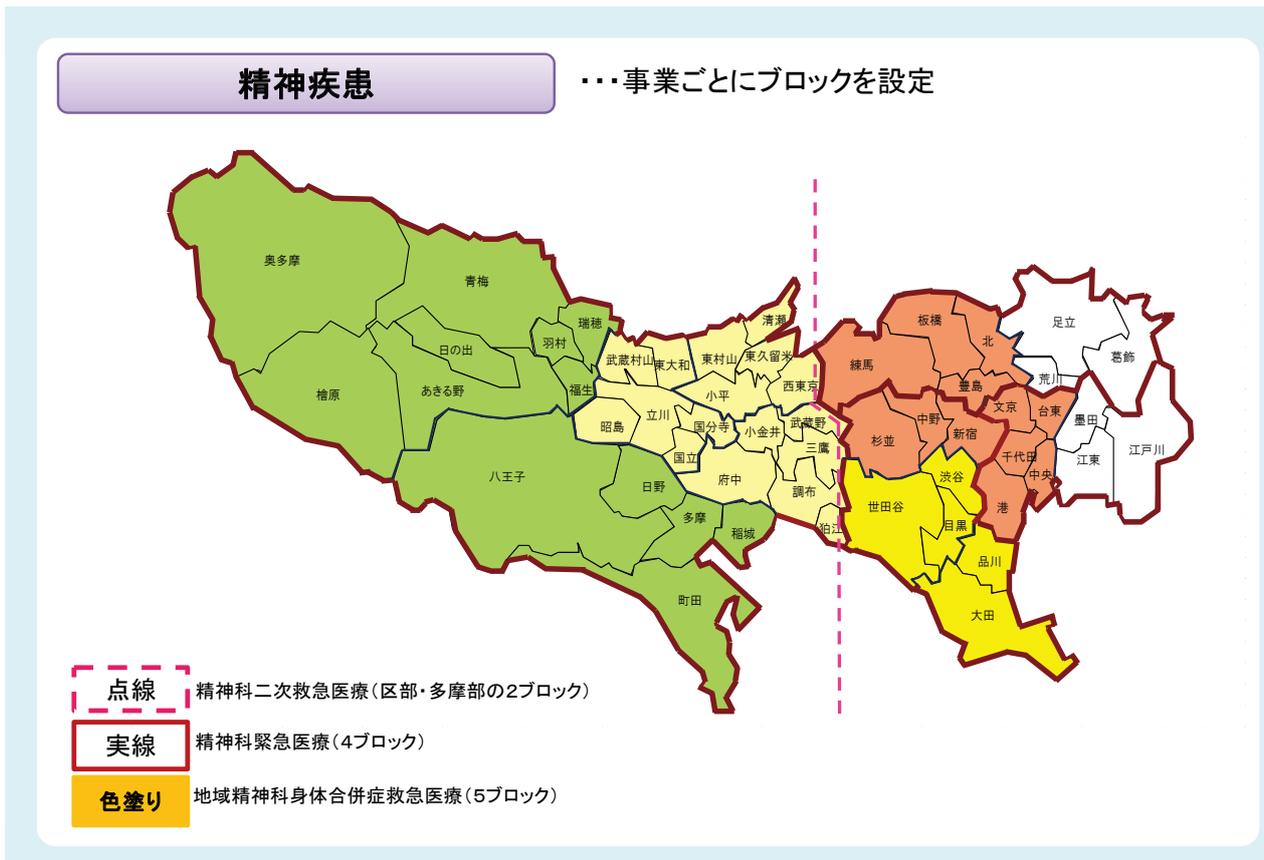
…8ブロック



小児救命

…4ブロック





- これまで培われてきた連携体制を基盤としつつ、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、事業推進区域（疾病・事業ごとに医療連携を推進する区域）を柔軟に運用するとともに、高度急性期から在宅療養に至るまでの医療連携を強化するため、医療情報の共有を図っていきます。

